

重要事項説明書

契 約 書

同 意 書

医 療 法 人 や わ ら ぎ 会
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 か み い そ

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

【令和6年4月1日現在】

1 概 要

(1) ご利用事業所及びサービスを提供する地域

名 称 居宅介護支援事業所かみいそ
所在地 北斗市追分5丁目3番13号
電 話 0138-49-1717
地 域 北斗市

※その他の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	合計	記 事
管理者	1		1	内1名兼介護支援専門員
介護支援専門員	3		3	内1名兼管理者
事務職員		1		

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日まで 午前8時45分～午後17時15分です。

土曜日は 午前8時45分～午後12時30分です。

ただし、祝日はお休みとさせていただきます。

※緊急連絡電話 0138-49-8080

2 事業の目的および運営の方針

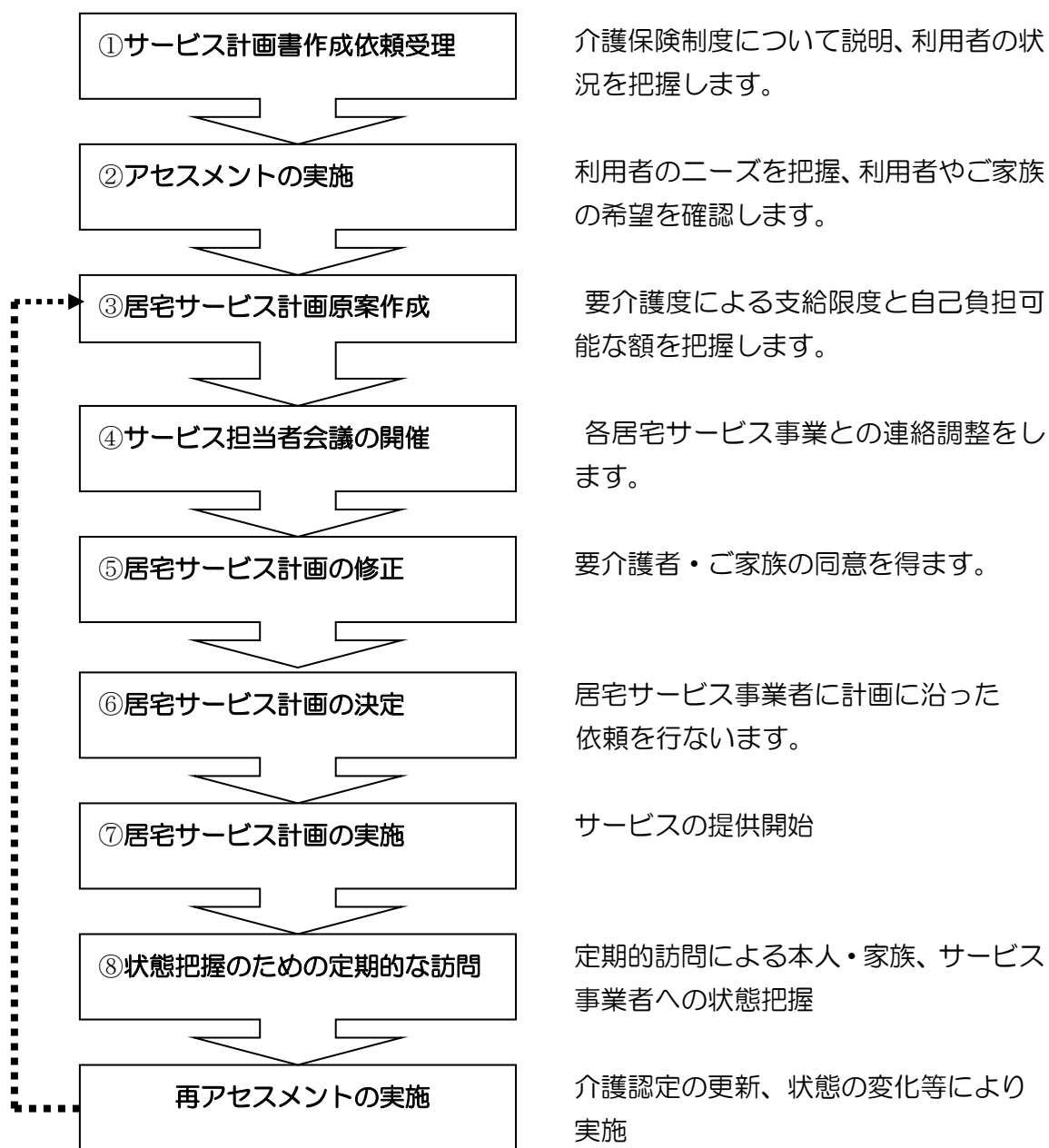
(1) 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態（要支援も含む）にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ないます。
- ③ 利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行ないます。
- ④ 関係市町村、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

3 居宅介護支援のお申込からサービス提供までの流れ



4 秘密保持

居宅介護支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

5 事故発生時の対応

居宅介護支援事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

6 サービス内容に関する相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援事業に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご要望を承ります。

(1) ご利用者相談・苦情窓口 富樫 正範

電話 0138—49—8080

E-mail roken@yawaragikai.com

(2) 北斗市役所 民生部保健福祉課介護保険係

電話 0138—73—3111（内線 156～159）

(3) 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係

電話 011—231—5161（内線 6111）

居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

（以下「甲」という。）と、医療法人やわらぎ会居宅介護支援事業所かみいそ（以下「乙」という。）は、乙が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）（以下「ケアプラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

（契約の期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の30日以上前に甲乙から特段の申し出がない場合、初回利用時の本契約書の提出をもって、契約更新したものとします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として居宅介護支援専門員

である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

2 事業者は担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

4 事業者は、担当者に対し、1人あたりの取扱件数を要介護1～5迄の方を39件（予防支援を行う場合は、要介護1～5迄の方を35件迄とし要支援1～2迄の方を8件迄）とします。

（居宅サービス計画の変更等）

第4条 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかにケアプランを変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2 事業者は、利用者がケアプランの範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

(サービス提供の記録等)

第5条 事業者は、一定期間ごとにケアプランに記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「介護サービス計画書」等の書面に記載します。

2 事業者は、「介護サービス計画書」などを提示、交付すると共に、記録を作成完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(料金)

第6条 事業者が提供する居宅介護支援に関する料金については、重要事項説明書別紙に記載されている内容のとおりです。

(甲の解約権)

第7条 甲は乙に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができます。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第9条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了するものとします。

- (1) 第7条の規定により、甲から解約の意思表示がなされ、且つ予告期間が満了したとき。
- (2) 第8条で定める条件が満たされ、且つ乙より契約解除の意思表示がされたとき。
- (3) 次の理由で甲にサービスを提供できなくなったとき。
 - ① 甲が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき。ただし、入所または入院期間が3ヶ月以上に渡りその後在宅復帰をした場合、契約継続の意向を事業者側が確認いたします。
 - ② 甲が要介護認定を受けられなかったとき。
 - ③ 甲が死亡したときとき。
- 2 乙は、契約の終了の際必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者への関係記録(写し)の引き継ぎ、介護保険外のサービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務上知り得た甲及びその家族に関する秘密及び個人情報については、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により甲の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(サービスに関する苦情処理)

第11条 甲は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は乙が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、乙、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 乙は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

（損害賠償）

第12条 乙は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではないものとします。

（身元引受人）

第13条 乙は甲に対し、甲の身元引受人を求めます。但し身元引受人を立てることができない

い相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ② 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ③ 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。
- ④ 甲の乙に対する支払いが滞った場合は、甲とともにその支払いの連帯保証をすること。

（契約外条項など）

第14条 本契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、甲と乙との協議により定めます。

- 2 この契約書は介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、甲がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で事業者が使用する事に同意します。

1 使用する目的

介護保険サービスの利用のための市町村、居宅支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、在宅療養に必要となる、医療機関等への療養情報の提供。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者。

3 使用する期間

契約で定める期間。

4 使用にあたっての条件

- （1）個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （2）事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- （3）介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守すること。

5 個人情報の内容（例示）

- （1）氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行う為に最低限必要な利用者や家族・個人に関する情報。
- （2） 認定調査票（74項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）、ホームページ等への掲載。
- （3） その他の情報

医療法人やわらぎ会

居宅介護支援事業所かみいそ

理事長 枝 澤 寛 様

重要事項説明書、契約書及び個人情報使用同意書に基づいて説明をさせて頂きました。

令和 年 月 日

北斗市追分5丁目3番13号
居宅介護支援事業所かみいそ
理 事 長 枝 澤 寛

説明者 _____ 印

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通、保有します。

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

(利用者 甲) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 () ー _____

代 筆 者 _____ 続柄 () 印

代筆理由： ☐ 手が不自由 ☐ 認知症 ☐ その他 ()

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

(身元引受人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲との続柄 () _____

電話番号 () ー _____

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

(事業者 乙) 所 在 地 北斗市追分5丁目3番13号

名 称 医療法人やわらぎ会

居宅介護支援事業所かみいそ

理 事 長 枝 澤 寛

電話番号 0138 (49) 1717

居宅介護支援 利用料金表

居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は、以下の通りですが、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

1.基本料金

基本サービス	要介護度 状態区分	金額
居宅介護支援費 (Ⅰ)	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円

2.加算料金

各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算名	要件（抜粋）	金額
初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）	3,000 円
特定事業所加算Ⅲ	地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とし、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応行うとともに、専門性の高い人材確保し質の高いケアマネジメントを実施している場合）	3,230 円
入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	2,500 円
入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	2,000 円

退院・退所加算	病院若しくは診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合 ※医療機関等との連携回数に応じた評価、加えて医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合（上乗せ評価）	連携 1 回 カンファレンス参加有 6,000 円 カンファレンス参加無 4,500 円 連携 2 回 カンファレンス参加有 7,500 円 カンファレンス参加無 6,000 円 連携 3 回 カンファレンス参加有 9,000 円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する。 医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書（ケアプラン）に記録した場合	500 円 ※月 1 回の算定を限度とする
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の利用者に対して、当該利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合。（死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上）	4,000 円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所が、通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等に居住する利用者へ居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 5%を加算